

平成21年度道路交通流調査検討業務 特記仕様書(案)

第1条 適用

本特記仕様書は、中部地方整備局（以下「発注者」という）が実施する「平成21年度道路交通流調査検討業務」（以下「本業務」という）に適用するものとする。

本業務に適用する共通仕様書は、「設計業務等共通仕様書第1編第1章総則」（平成21年4月中部地方整備局）（以下「共仕」という）に基づき実施する。なお、共仕については、中部地方整備局のホームページで確認するものとする。

(<http://www.cbr.mlit.go.jp/architecture/kensetsugijutsu/kijyun/index.htm>)

第2条 業務目的

本業務は、中部地方整備局管内において次期道路交通センサスにおける交通量調査の効率化及び機械観測の有効活用方策の検討を実施するものとする。

第3条 業務内容

1. 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、共通仕様書第1111条業務計画第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

2. 交通量調査の効率化

(1) 現状把握

1) 交通量観測機器の現状整理

中部地方整備局管内に設置されている、自動交通量観測装置の設置状況を整理するとともに、現地交通量観測結果（総交通量、時間交通量、車種分類交通量、走行速度）との精度確認を実施し、検証するものとする。

○ 現地交通量観測箇所

平日24h：5箇所（4車線道路：D I D地区内）

平日旅行速度調査：5区間（1区間：5km想定）24hで1h毎5サンプル

○ 精度検証箇所：5箇所

2) 平成17年度道路交通センサスデータの利・活用状況整理

中部地方整備局（事務所含む）における、平成17年度道路交通センサスデータの利・活用状況アンケート調査結果を甲より提供する。

(2) 交通量観測手法の検討

1) 交通量観測項目の検討

交通量観測機器の現状、平成17年度道路交通センサスデータの利・活用状況を踏まえ、観測項目毎にその必要性を整理し、次期道路交通センサスにおける観測項目を検討する。

2) 道路交通センサス調査区間の検討

過去の道路交通センサス結果を分析し、次期道路交通センサスにおける交通量観測区間設定について、機械観測を活用すること等により、平成17年度道路交通センサスにおける人手観測区間（参考H17道路交通センサス区間（中部地方整備局管内）：4,000箇所）を5割程度削減できる検討を実施する。

・従前の道路交通センサス結果同様の活用に向けた調査区間検討

・機械観測と人手観測区間の考え方を検討

3) 機械観測の積極的導入・拡充の検討

機械観測による交通量観測精度は、2車種分類（大型車、小型車）において、90%以上を確保すること。

①旅行速度調査

- i) 平成17年度道路交通センサス結果と過去3年プローブデータ（約800区間）の結果を整理して、次期道路交通センサスにおける旅行速度調査必要区間の検討を実施する。
- ii) 民間プローブデータの活用について、データの検証を行い課題を整理する。
- iii) バスプローブ及びバスロケーションの活用手法を検討。
- iv) 既存プローブシステムの改修が必要な際は、調査職員と協議する。

②渋滞情報（VICS）活用手法の検討

- i) 他の道路交通情報等を用いて、VICS情報のデータを検証する。
VICSデータにおいては甲より貸与する。
検証を実施するにあたり、現地調査が必要となった際は調査職員と協議するものとする。
- ii) VICS情報を活用した、渋滞状況把握手法の検討を実施。

(3) 将来需要推計の検証

- 1) 上記項目で検討した結果を基に将来交通需要推計に活用するために必要な、交通量観測項目、観測区間の検討を実施する。

検討した交通量観測項目を用いて、中部地方整備局管内における平成17年度道路交通センサスに基づく将来交通需要推計を行い、その検証を行う。

- 推計モデルケース数：5ケース

(4) コスト縮減の検討

機械観測の積極的導入・拡充、センサス区間数の縮小等により、次期道路交通センサス費用を半減させるためのセンサス実施計画（案）を作成する。

(5) リアルタイム交通流把握の検討

- 1) 中部地整管内における、リアルタイム交通流把握を目的に既設常時交通量観測装置、前項で検討した新たな観測手法（交通量、旅行速度、VICS）を加味した、配置計画の検討を実施する。
- 2) リアルタイムで交通流把握が可能となる、観測項目を検討する。
- 3) 交通流観測結果を本局及び各事務所で常時把握できる手法を検討。
検討にあたり、既存システムを活用しトータルコストを低減するシステムを検討する。
- 4) 既存システムの大規模な改修が必要となった際は、調査職員と協議するものとする。

(6) 整備効果検証

- 1) 道路開通効果に伴う、交通流変化を既存データより把握し検証を実施する。
- 2) 道路整備に伴う効果を整理するに当たり最適な調査手法を検討し、検討結果に基づき実際の開通区間及び高速料金施策等における整備効果を検証する。
また、必要なデータを整理収集するものとする。
・検証箇所：10箇所

第4条 使用する諸基準

本業務に使用する諸基準は、共仕第1201条に基づき行うものとするが、追加等がある場合は別途調査職員が指示するものとする。

第5条 資料の貸与

共仕第1112条に示す受注者の貸与する資料は、以下のとおりとする。

なお、貸与及び返却場所は中部地方整備局道路部地域道路課とする。

- ・平成11年度 道路交通センサス関係資料
- ・平成17年度 道路交通センサス関係資料
- ・調査職員が必要と認めた資料

第6条 打合せ

共仕第1110条第2項の「業務の区切り」は以下のとおりとし、打合せ場所は中部地方地方整備局とする。また、打合せ回数は5回を予定している。

なお、本業務を予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る価格で契約がなされた場合については、全ての打合せに管理技術者が出席するものとする。ただし、全ての打合せに管理技術者の出席するために要する費用は受注者による負担とし、契約変更の対象としない。

また、打合せ時に業務計画書に基づく業務の主要な区切り毎に調査職員による履行確認を行うものとする。

- ・業務着手時
- ・中間3回
- ・業務完了時

第8条 電子納品

本業務は電子納品対象業務とする。

電子納品とは、調査、設計、工事等の各業務段階の最終成果を「土木設計業務等の電子納品要領（案）（http://www.nilim-ed.jp/index_dl.htm）」（以下、「要領」という）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成された電子データで納品することをいう。

なお、書面において署名又は押印が必要な場合や電子データ化が著しく困難と判断される一部の検査証明書の取り扱いについては、調査職員と協議すること。

また、以下の項目について、業務着手前に調査職員と協議する。

- ・電子納品の対象とする書類とそのファイル形式
- ・業務中の書類の取り扱い
- ・検査時の対応

第9条 成果品の提出

設計成果は、「要領」に基づき作成された電子データを電子媒体(CD-R)で2部提出する。「要領」で特に記載の無い項目については、原則として成果を電子化して提出する義務はないが、調査職員と電子化の是非について協議するものとする。

なお、電子データ及び紙による成果品の提出の併用は行わないものとするが、特に必要となった場合は調査職員と協議するものとする。また、公印が必要な品質証明書等の書類の原本性の確認が必要となるものは、検査時には検査官に提示出来るよう整理するものとする。

成果の提出先は、国土交通省中部地方整備局 道路部 地域道路課 とする。

第10条 管理技術者

「共仕」第1106条によるが、「共仕」第1106条3については以下に読みかえる。

3. 管理技術者は、設計業務の履行にあたり、以下のいずれかの資格又はこれらと同等の能力と経験並びに入札説明書に定める業務経験を有することとし、日本語に堪能（日

本語通訳が確保できれば可）でなければならない。

- ・技術士（建設部門）
- ・土木学会が認定した特別上級技術者、上級技術者又は1級技術者
- ・RCCM（RCCMと同等の能力を有する者も含む）

※「RCCMと同等の能力を有する者」とは、RCCM資格試験に合格しており、転職等により登録ができない立場にいる技術者をいう。

なお、これらと同等と認められるものは次のとおり。

- ・関連分野の論文により学位を取得した工学博士
- ・関連分野の著述、論文、委員会活動、その他顕著な業務実績があり、総合評価審査委員会等の専門家から適格と認められた者
- ・関連分野の20年以上の実務経験と十分な業務実績があり、総合評価審査委員会等の専門家から適格と認められた者
- ・これらと同等と認められる関連資格の取得者（筆記試験、面接試験など適切な試験方法により認定された者に限る）

第11条 照査技術者

「共仕」第1107条によるが、「共仕」第1107条2については以下に読みかえる。

2. 照査技術者は、設計業務の履行にあたり、以下のいずれかの資格又はこれらと同等の能力と経験並びに入札説明書に定める業務経験を有することとし、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。

- ・技術士（建設部門）
- ・土木学会が認定した特別上級技術者、上級技術者又は1級技術者
- ・RCCM（RCCMと同等の能力を有する者も含む）

※「RCCMと同等の能力を有する者」とは、RCCM資格試験に合格しており、転職等により登録ができない立場にいる技術者をいう。

なお、これらと同等と認められるものは次のとおり。

- ・関連分野の論文により学位を取得した工学博士
- ・関連分野の著述、論文、委員会活動、その他顕著な業務実績があり、総合評価審査委員会等の専門家から適格と認められた者
- ・関連分野の20年以上の実務経験と十分な業務実績があり、総合評価審査委員会等の専門家から適格と認められた者
- ・これらと同等と認められる関連資格の取得者（筆記試験、面接試験など適切な試験方法により認定された者に限る）

第12条 TECRIS完了登録済みデータに対する訂正（削除）

共仕第1109条に規定する「業務カルテ」について、完了後において訂正または削除を行おうとする場合においては、地域道路課の確認を受けた上で、(財)日本建設情報総合センターへ登録申請するものとする。

また、(財)日本建設情報総合センター発行の「業務受領カルテ」が届いた場合は、その写しを地域道路課に提出しなければならない。

第13条 再委託

1. 契約書第7条第1項に規定する「主たる部分」とは、共仕第1127条第1項に示すほか、以下に掲げるものとする。

- ・なし

2. 「共仕」第1127条第5項に規定する書面に記載すべき事項は以下のとおりとする。

- ・再委託の相手方の住所及び氏名並びに当該再委託の相手方が行う業務の範囲
- ・再委託の相手方が再々委託を行うなどの複数の段階で再委託が行われるときには、当該複数の段階の再委託の相手方住所及び氏名並びに当該複数の段階の再委託の相手がそれぞれ行う業務の範囲

第 14 条 業務コスト調査

予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格を下回る価格で契約した場合においては、受注者は以下の事項に協力しなければならない。

- ・受注者は、業務コスト調査に係る調査票等の作成を行い、業務完了日の翌日から起算して 90 日以内に発注者に提出するものとする。なお、調査票等については別途調査職員から指示するものとする。
- ・受注者は、提出された調査票等の内容を確認するために調査職員がヒアリング調査を実施する場合、当該調査に応じるものとする。

第 15 条 疑義

管理技術者は、本特記仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに調査職員と協議して定めるものとする。

以上